

地方独立行政法人長野市民病院 理事会規程

平成28年4月1日  
規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長野市民病院定款(以下「定款」という。)第12条の規定に基づき、理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事等)

第2条 定款第15条第6号に規定する理事会が定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 5,000万円以上の工事又は修繕及び2,000万円以上の医療機器の購入に関する契約の締結、これらの契約にかかる1,000万円以上の変更契約の締結並びにこれらの契約にかかる解約に関する事項
- (2) 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が100万円以上のもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

(招集)

第3条 理事会は、定款第13条第1項及び第2項の規定に基づき、理事長が招集する。

2 理事会の議案に付議すべき事項は、招集の際、役員に通告しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(役員以外の者の出席等)

第4条 理事長は、必要と認めるときは、役員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(議長の職務代行)

第5条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指定する者が議長の職務を行う。

(議事録)

第6条 議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第7条 理事会の庶務は、法人事務局において行う。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。